

1、卒業後の処遇

① 卒業生の選択

1. 本国に帰国
2. 就労資格に資格変更して日本での滞在を継続
3. 大学院などに進学
―高度人材への移行の可能性
4. (研究・就職環境のより良い)第三国に出国

② 就職活動期間

卒業後1年間に延長

③ 資格変更の実績

―各年1万人前後(申請者の9割程度が変更許可を受ける)

―潜在的希望者の半数程度?

*中国人留学生 過去20年間に、留学してきた者30-40万人中約10万人が資格変更したと推測

④ 他国との対比

1. 卒業後の仮の滞在可能期間(安定的就職への移行以外)

- ① 1年もしくは3年 オランダ
- ② 6か月 オーストリア、フランス、フィンランド
- ③ 18か月 ドイツ

2. 滞在根拠の多様性

- (ア) 卒業後の求職活動
- (イ) 起業活動
- (ウ) 有給就労(一般年間労働時間の60%上限 フランス)
- (エ) 企業内職業研修・求職オリエンテーション

2、留学生と資格変更の基準等

① 現行の基準

1. 在留資格該当性・上陸審査基準適合性

―これまでの在留状況で消極要件(素行不良、納税要件不順守など)に該当していないこと

2. 大卒及び専門学校で「技術、人文知識・国際業務」に当てはまる分野に就労する場合には、原則資格変更を認める。

―大学等で専攻した分野と就労分野の対応関係を求める

(大学については最近緩和)

- ② 資格変更基準のあり方・方向
 - 1. 変更基準の明確化
 - 運用基準を明確化し、卒業生に門戸を開いていることを示す
 - 2. 5年以上日本に滞在し、日本社会を理解している人材を、意に反して本国に帰国させることは極力避ける
 - ① 高度人材の卵として、卒業時の「点」ではなく、長期的視点でその潜在的な能力、可能性を評価
 - ② より条件のいい第三国に転出することへの対策
 - 踏み台にされている可能性
 - オーバードクター問題
 - 3. (日本人を含む) 大学生の就労方向の多様性にどう対応するか
 - ① 文系学生の場合、専門性・技術性という要素が希薄化
 - サービス産業において、実質的に労働力として扱われている実情
 - ② 専修学校卒と大学卒の区別の相対化

* EU 諸国では、自営業、起業にも門戸を開放

- ③ 交流人材としての活用
 - 日本に就労資格で滞在するのではなくても、日本と東アジアの間を行き来し、アジア全体の経済交流を活発化させる人材となりうる
 - (ある意味で観光よりも将来重要)
 - そのような活用を可能・容易とするような仕組みを構築

欧州委員会 ヨーロッパ移住者ネットワーク統合報告書-EUへの留学生の入国

別添4「労働市場へのアクセス」抜粋・仮訳(出典 <http://www.emnbelgium.be/publication/immigration-international-students-eu-eu-synthesis-emn>)

国名	学業修了後の就労について
オーストリア	留學生は学業修了後6か月間、就職活動をする、また、就職先を見つけた場合には「the Red-White-Red Card」を申請することが認められている。留學生の中には、「滞在許可-学生」を延長するために、他のコースに転籍する者もいる。
ベルギー	留學生は学業修了後、ベルギーを離れることを義務付けられている。 留學生は、就職やPhDの地位の申出を受け、又は自営業(当局の承認を受ける必要がある。)に従事したいと望む場合、ベルギーにとどまることを許可される。
ブルガリア	情報なし
キプロス	留學生は、学業修了後にキプロスを離れることなしには、関連する労働許可や在留許可を申請することができない。留學生は研究目的で雇われる場合に限り、キプロスに残ることができる。 第三国の国民は、学生の在留資格から他の在留資格への変更を申請することができ、多くの場合、学生は庇護の資格を申請している。
チェコ	留學生が学業修了後に就労を希望する場合、新しい在留資格を申請しなければならない。労働許可も必要となる。
エストニア	留學生は、学業修了後、エストニアを即座に離れなければならない、学業修了後に滞在する権利や就職活動をする権利はない。 留學生は、留学中と同じ仕事を続ける場合、エストニアに滞在することができる。そのような場合、留學生は就労のための在留許可を申請することができる。当該許可を得るためには、当該被雇用者は平均給与の約1.24倍の報酬を支払われる必要がある。 自営業の場合は16,000ユーロ(訳者注:約220万円)の資本が必要である。 就労や事業のための在留許可の申請者は、毎年設定され、年間1,000人の移民割当ての適用を受ける。
ギリシャ	留學生は学業修了時にギリシャを離れることが予定されている。留學生は、ギリシャ国民と結婚した場合、滞在することができる。
フィンランド	学業修了後に就労の申出を受けた留學生は、雇用目的で在留許可の延長を申請することができる。 また、留學生は、学業修了後、6か月間の就職活動許可の発行を受けることができる。当該留學生は、フィンランドにとどまり、就職活動をする期間のために十分な資金を持っていなければならない。就職活動許可の申請者はほとんどいない。 また、留學生又は卒業生は、自営業者の在留許可を申請することもできる。

フランス	<p>第三国の国民が、少なくとも修士課程に相当する学業を修めて卒業し、かつ、彼らの学業を「最初の職業経験」によって補いたい場合、6か月間(更新不可)の一時滞在許可を発給することができる計画が設けられた。</p> <p>留学生は6か月間、就職活動を行うためにフランスに滞在することを許可されることができる。当該許可によって、留学生は公式に定められた週間労働時間の60%まで、どのような仕事でも行うことができる。</p> <p>当該6か月間の終わりに、取得した学業上の資格に関係した仕事を有し又は雇用の申出を受け、かつ最低月収の少なくとも1.5倍の月収を得る学生は、更なる専門的活動を行うためにフランスに残ることが認められる。この場合、当該個人はフランスの雇用状況に基づく資格要件への適合は免除される。仮にその雇用契約が最低月収の1.5倍よりも低い場合には、当該個人は労働市場テストの対象となる。</p> <p>留学生は失業扶助を受ける資格はない。</p>
ドイツ	<p>卒業後、留学生は18か月間の卒業生就職活動許可の発給を受けることができる。</p> <p>自営業も含まれる。別の種類の滞在許可(労働者、研究者、高度に有能な者)。</p> <p>留学生は社会給付の対象にはならない。</p>
アイルランド	<p>学位課程又はそれ以上の留学生は、アイルランド第3レベル卒業計画によって、学業修了後、1年間(レベル8)又は6か月間(レベル7)、アイルランドに残ることができる。当該計画は卒業生が労働市場に容易に移行することを促進することを目的としている。</p> <p>1年間の許可期限後、留学生は雇用許可又はグリーン・カード許可に移行しなければならない。申請者は申請手続の間、アイルランドにとどまることができる。</p> <p>当該計画によってアイルランドにとどまる留学生は、週40時間の就労の資格が与えられる。</p>
イタリア	<p>EU市民や長期滞在の資格を取得した移民の子でない限り、就職活動のために在留を延長する許可は自動的に与えられない。留学の許可を就労目的の許可に変更することは、毎年の上入れ命令で予測される場合で計画された量的制限の範囲でのみ可能である。</p>

<p>ラトビア</p>	<p>第三国からの留学生は、学業修了後、就職活動目的でラトビアに残る機会を与えられない。</p> <p>第三国の国民が雇用契約に基づき、雇用のための在留許可を申請したい場合、潜在的な雇用主は、欠員があることを国家雇用庁に登録しなければならない。申請者は1か月以内に登録された欠員の申請をしなければならない。その後、雇用主は第三国の国民のための保証を要請し、必要書類を提出する権利を持つ。この保証が市民権及び移住問題事務所によって承認された時、当該第三国の国民は一時的在留許可を申請するために必要書類を提出する権利を持つ。申請者がその職務遂行能力に関する契約に基づいて雇用されるのであれば、国家雇用庁に欠員を登録する必要はない。</p> <p>一時的在留許可とともに、労働許可が発給される。第三国の国民は、それなしでは就労する権利がない。当該労働許可は明確で、特定の地位で一人の雇用主に対して働く権利を与える。一時的在留許可を受けた第三国の国民が失職した場合、在留許可及び労働許可は取り消され、ラトビアを離れなければならない。これは、雇用目的でラトビアに入国した第三国の国民は、就職活動ができず、それぞれの国家による扶助を受けることができないということによる。別のケースでは、第三国の国民が他の雇用主を見つければ、ラトビアを離れることなく新しい在留許可を申請することができる。</p> <p>上記の内容には自営業も含まれる。仮に自営業を営む第三国の国民が活発な経済活動を行わないのであれば、在留許可及び労働許可は取り消される。</p>
<p>リトアニア</p>	<p>留学生は、学業修了後、入国のための理由を他の理由に変更する場合を除いて、リトアニアに滞在することはできない。</p> <p>留学生が、リトアニアに滞在し、最長6か月間就職活動をすることが許された場合、卒業後の在留期間を延長できるかについて検討されているところである。</p>
<p>ルクセンブルク</p>	<p>留学生は卒業後、「最初の職業経験」を積むためにルクセンブルクに滞在することができる。しかし、その申請は在留許可の期限が切れる前に提出されなければならない。</p> <p>当該申請者が高等教育卒業証を得て、「最初の職業経験」をもって学問を修了することを望み、当該経済活動が彼らの学問に関連するものであり、欠員があると公表された労働契約を留学生が有しているのであれば、有給労働者在留許可が最長2年間認められ得る。</p> <p>当該許可を取得するのに労働市場テストに通過する必要はない。申請者は、申請するためにルクセンブルクを離れる必要はない。就職活動や他の目的のための延長の期間が留学生に認められることはない。</p>

オランダ	<p>留学生は学業修了後、オランダに滞在することを申請することができる。</p> <p>学業修了後、留学生に最長1年間の就職活動の機会を与える一時滞在許可を申請することができる。留学生は、この期間、生活費を稼ぐために就労が認められ、労働許可を有することを求められない。</p> <p>留学生が少なくとも26, 931ユーロ(訳者注:約370万円)の税込年間所得を得ることができる職を見つけた場合、正規の在留許可(regular residence permit)を受ける資格がある。卒業した留学生に適用されるこの賃金基準は、他の高度な教育を受けた移住者に適用される賃金基準よりも低い。</p> <p>この1年間の就職活動計画の他にも、「高度な教育を受けた移住者計画」がある。この高度な教育を受けた移住者計画においては、留学生はオランダや他の国で卒業してから3年間、高度に有能な仕事を求めるための在留許可を申請することができる。</p> <p>自営業を行うことも可能である。この場合、留学生が自営業で稼働するための在留許可を申請することが必要になる。</p>
ポーランド	<p>卒業生は、雇用され、経済活動を営み、又はポーランド市民と結婚していることを理由に特定の期間の在留許可に基づきポーランドに在留する権利を申請することができる(学業のための在留期間が終了する前に仕事を見つけ、若しくは経営活動を開始し、又はポーランド人と結婚しているという条件で)。そのような理由がないときは、外国人はポーランドを離れなければならない。</p> <p>ポーランドの大学を卒業した者は労働許可を取得することを免除される。</p> <p>外国人に関する新しい法案は、ポーランドの大学を卒業し、ポーランドで仕事を探すことを計画する外国人に1年間の一時在留許可を与えることができることを導入する。</p>
ポルトガル	<p>留学生は、労働市場への参入を希望する場合、ポルトガルに滞在することができる。</p> <p>専門的な活動に従事するための許可は1年間有効な一時的なものであり、継続する2年間は更新可能である。</p> <p>雇用センターに登録された外国人は、効率的かつ個人専用のサービスを受ける権利、すなわち、特に研修施設や求人、社会的・経済的手段、職業・労働・雇用条件、社会給付、雇用市場及び社会的雇用市場に関する情報を得る権利を享受しながら仕事に応募することができる。</p> <p>留学生は自営業を営むことができる。</p>

スペイン	<p>留学生は、学業、研究、研修又は無報酬の就労経験を積むという理由で、留学生の在留資格から在留及び労働許可、又は就労資格を除く居住許可に移行することができる。</p> <p>留学生は留学生での在留許可から下記の許可に変更することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被雇用者としての在留及び労働許可 ・自営業者としての在留及び労働許可 ・就労不可の在留許可 ・研究者のための在留及び労働許可 ・高度な資格を有する専門家としての在留及び労働許可
スウェーデン	<p>留学生は、仕事を持ち、雇用の申出を受けている場合、在留することができる。</p> <p>学業修了後の就職活動のための在留許可の導入が現在検討されている。</p>
スロベニア	<p>現在の在留期限が切れる前に、別の目的での後の在留許可を権限のある機関に申請した場合、スロベニアに滞在することができる。</p> <p>留学生は、(a)その学業の最終年にスロベニアで学び、少なくとも高等教育を受け、学業修了後2年以内に雇用主を見つけ、若しくは自営業者となり、又は(b)研究プログラムを修了し、1年以内に雇用主を見つけ、若しくは自営業者となる場合、3年間有効の労働許可を得る機会。</p> <p>当該労働許可は雇用、自営、又はいかなる雇用主のための就労も許可する。当該許可は、第三国の国民が申請前の直近の6か月の間に雇用され、又は自営業を行い、そのような者として社会保障システムに登録されれば、1年に一度分更新されることができる。</p> <p>当該許可は最初と同じ状況の下で、3年間許可の再発給を受けることができる。</p>
スロバキア	<p>現在、スロバキアは第三国からの留学生が、学業修了後、その領域に滞在し、就職活動をするを認めていない。留学生にとって唯一可能なのは、留学中に雇用許可を得て、学業修了後、一時滞在の目的を学業又は特別の活動から雇用目的に変更するための申請を行うことである。</p>
英国	<p>英国国境庁が認定した雇用主から最低20,000ポンド(訳者注:約345万円)の給与を得ることができる熟練を要する職種の申出を受けた卒業生は、ティア2ビザで英国に滞在し、就労することができる。</p> <p>また、卒業生はティア1(卒業生起業家)ビザの発給を受ける資格がある場合がある。そのようなビザによって、卒業生は12か月の許可を与えられ、さらにもう12か月延長されることがある。卒業生は自身の事業で稼働することができ、週に20時間まで、自身をサポートするために他の仕事をするすることができる。彼らは標準的なビザ要件を満たさなければならず、最低50,000ポンド(訳者注:約860万円)を入手できなければならない。当該ビザの発給数は年1,000件に制限されている。</p>

ノルウェー	<p>留学生は6か月間就職活動を行い、又は特定の求人に基づきノルウェーでの労働許可を申請することができる。卒業生は熟練労働者又は専門家としての職を探す意図を持たなければならない。卒業生は滞在を予定する期間に対して十分な資金を持たなければならない。</p> <p>就職活動許可は常勤(熟練又は非熟練)で就労する権利を付与する。当該許可は永住許可の基盤を形成するものではない。</p> <p>熟練労働者は最長3年の期間又は雇用期間が3年より短い場合は雇用期間の間、就労許可が与えられ得る。当該許可は更新可能である。雇用が終了した場合、新しい職を探すために最長6か月間滞在することができる。</p> <p>自営業も含まれる。</p>
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------